

副市長・総務担当部長会議

令和3年1月22日（金）

長野県市長会

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 来賓挨拶
- 4 新任副市長・総務担当部長紹介
- 5 座長選出
- 6 議 事
 - I 各市提出議題
 - II 事務局提出議題
 - III 県からの施策説明
- 7 閉 会

出席者名簿

長野県

企画振興部 市町村課	課長	須藤 俊一	企画幹兼 課長補佐兼 行政係長	田中英児
	行政係主任	小澤 裕	行政係主事	長瀬 亮

市

市名	職名	氏名	職名	氏名
長野市	副市長	樋口 博	企画政策部長	酒井 崇
松本市	副市長	嵯峨 宏一	政策部長	中野 嘉勝
上田市	副市長	井上 晴樹	総務部長	中村 栄孝
岡谷市	副市長	小口 道生	総務部長	藤澤 正
飯田市	副市長	高田 修	総務部長	櫻井 毅
諏訪市	副市長	渡辺 高秀	総務部長	松木 克之
須坂市	副市長	中澤 正直	総務部長	上原 祥弘
小諸市	副市長	田中 尚公	総務部長	森泉 浩行
伊那市	副市長	林 俊宏	総務部長	城取 誠
駒ヶ根市	副市長	小平 操	総務部長	渋谷 仁士
中野市	総務部長	酒井 久	庶務課長	中山 貴弘
大町市	副市長	矢花 久則	総務部長	竹村 静哉
飯山市	副市長	新家 智裕	総務部長	北爪 英紀
茅野市	副市長	柿澤 圭一	企画部長	加賀美 積
塩尻市	副市長	米窪 健一朗	企画政策部長	高砂 進一郎
佐久市	副市長	花里 英一	総務部長	佐藤 照明
千曲市	副市長	内田 雅啓	総務部長	大内 保彦
東御市	副市長	田丸 基廣	総務部長	山田 正仁
安曇野市	副市長	中山 栄樹	政策部長	上條 芳敬
事務局	局長	青木 弘	次長	前島 卓

新任副市長・総務担当部長紹介

・副市長 (7名)

市名	氏名	就任年月日
松本市	さが こういち 嗟 峨 宏 一	令和2年4月15日
松本市	みやのもと しん 宮 之 本 伸	令和2年10月1日
岡谷市	おぐち みちお 小 口 道 生	令和2年4月1日
飯田市	たかだ おさむ 高 田 修	令和3年1月1日
小諸市	たなか よしあき 田 中 尚 公	令和2年4月17日
駒ヶ根市	こだいら みさお 小 平 操	令和2年4月11日
大町市	やばな ひさのり 矢 花 久 則	令和2年4月1日

・総務担当部長 (9名)

市名	職名	氏名	就任年月日
松本市	総務部長	いさじ ひろこ 伊 佐 治 裕 子	令和2年4月1日
諏訪市	総務部長	まつき かつゆき 松 木 克 之	令和2年4月1日
小諸市	総務部長	もりいずみ ひろゆき 森 泉 浩 行	令和2年4月1日
駒ヶ根市	総務部長	しぶや ひとし 渋 谷 仁 士	令和2年4月1日
中野市	総務部長	さかい ひさし 酒 井 久	令和2年4月1日
飯山市	総務部長	きたづめ ひでき 北 爪 英 紀	令和2年4月1日
塩尻市	企画政策部長	たかすな しんいちろう 高 砂 進 一 郎	令和2年4月1日
佐久市	総務部長	さとう てるあき 佐 藤 照 明	令和2年4月1日
東御市	総務部長	やまだ まさひと 山 田 正 仁	令和2年4月1日

議 題 目 次

I 各市提出議題

議題総数 24 議題

【新規】14 議題

(総務文教分野 5 議題)

- 1 自治体システムの仕様の標準化により見込まれる一時的費用等の市町村負担
軽減について (須坂市、飯山市)
- 2 固定資産税の土地と家屋の評価替えに係る航空写真撮影について (小諸市)
- 3 預金照会への回答について (取下げ) (岡谷市)
- 4 財産区議会議員一般選挙における供託金制度の適用除外について (上田市)
- 5 小中学校での学習における ICT 機器の活用方針について (東御市)

(社会環境分野 4 議題)

- 6 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について (安曇野市)
- 7 新型コロナウイルス感染症発生後の新たな医療供給体制の確立について
(飯山市)
- 追加1 新興・再興感染症の感染拡大を踏まえた今後の医療提供体制の在り方及び
医療機関への支援について (長野市)
- 8 がん患者への補正具購入助成制度の創設について (伊那市、駒ヶ根市)

(経済分野 3 議題)

- 9 県制度資金保証料補給金の取扱いについて (大町市)
- 10 UIJ ターン就業・創業移住支援事業の就業先の緩和について (飯山市)
- 11 長野県森林づくり県民税活用事業の継続について (諏訪市)

(危機管理建設分野 2 議題)

- 12 道路の点検等に係る地方債について (飯山市)
- 13 流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換における市町村の取組に係る財政支援について
(長野市、松本市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、
塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市)

【再提案】 10 議題

(総務文教分野 5 議題)

- 14 陸上競技場公認更新における補助制度の創設について
(飯田市・伊那市・茅野市)
- 15 公共施設等適正管理推進事業債の制度延長及び拡充について
(上田市、岡谷市、中野市、佐久市)
- 16 固定資産税・都市計画税に係る被災住宅用地等に対する課税標準の特例措置の見直しについて (長野市)
- 17 GIGA スクール構想における端末等の更新にかかる費用支援について (飯山市)

18 国・県指定文化財の保存修理事業に対する県費補助金の拡充について（長野市）

（社会環境分野 5 議題）

19 福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について（駒ヶ根市）

20 重症心身障がい児（者）及び医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援
体制の拡充について（上田市）

21 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について
（長野市、松本市、上田市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、
塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市）

22 上水道施設・管路の老朽化更新及び耐震化における国の支援について
（飯山市）

23 下水道施設改築等への社会資本整備総合交付金の継続的な財源確保について
（飯山市）

II 事務局提出議題

- ・令和3年度長野県市長会事業計画（案）・歳入歳出予算（案）について
…………… 資料1・2

III 県からの施策説明

- ・水道事業の広域連携と再生可能エネルギーの供給拡大に向けて…………… 資料3

【新規】

○ 総務文教分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (. . . 第 回総会 ; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省ほか
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	1 自治体システムの仕様の標準化により見込まれる一時的費用等の市町村負担軽減について		
提案市	須坂市、飯山市		
提案要旨	<p>自治体システムの仕様の標準化について、移行や連携に必要な一時的な費用の発生が見込まれるため、必要な財政措置を行うことを要望する。</p> <p>また、標準化の内容、スケジュール等について早期に示すとともに、共同利用指針についても検討、推進することを要望する。</p>		
提案理由	<p>現在検討を進めている17業務の自治体システム仕様標準化については、標準化した住民記録システムを導入した場合、関連システムとの連携機能の改修が必要となる場合がある。また、既存システムからのデータ移行費用や、残契約期間の使用料など、市町村の一時的な負担増が見込まれる。</p> <p>このほか、二重投資を避けるためにも、スケジュール等を早期に把握し、自治体の負担軽減を図りたい。</p> <p>仕様の標準化は共同利用を視野に入れたものであるが、その方向性や指針を明確にすることで共同利用が促進されることが考えられる。</p>		
現況及び課題等	<p>対象となっている17業務について、どの部分まで含まれているかは仕様を確認するまでは分からないが、市町村が使用しているシステムは様々であり、少なくとも仕様から外れるサブシステムが出てくると考えられ(福祉医療給付、地域包括支援、水道、公営住宅管理等)、これらとの連携のため改修費用が発生すると考えられる。</p> <p>須坂市で実施した過去のシステム移行では、事業者間のデータ移行に6,000万円前後の費用が発生した実績がある。</p> <p>標準化システムへの移行には長期の準備期間を要し、職員数が減少している中での対応は大きな負担となることも見込まれる。</p>		
法令関係			

○ 社会環境分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (. . . 第 回総会 ; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	6 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について		
提案市	安曇野市		
提案要旨	新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について、県が主体となって調整していただき、市町村格差のない公平な接種体制を確保することを要望する。		
提案理由	<p>新型コロナウイルスワクチン接種の実施主体は市町村とされたが、医療資源には大きな差があることから、広域的な調整が必要になることが想定される。</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱では、市町村間で調整することが基本とされているが、圏域ごとに情報共有を図りながら課題を整理して体制を構築することが全体として円滑な接種につながる。そのため、県が主体となって圏域ごとに情報交換・調整の場を設定するなど積極的に関与して調整していただき、市町村格差のない公平な接種体制を確保することを要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村によって医療資源には格差があり、体制確保には調整が必要。 ・ワクチンの供給量に応じて対象人数を調整しながら順次接種券を発行するなどの調整が必要であり、特に個別接種の場合は、相互乗り入れも必要であるため、全体としてのルールの一貫や広域的な調整が必要。 		
関係法令	予防接種法		

○ 経済分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (. . . 第 回総会 ; 市)																																																																																																			
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設																																																																																																	
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁																																																																																																		
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	産業労働部産業立地・経営支援課																																																																																																	
	<input type="checkbox"/> その他	名称																																																																																																		
件名	9 県制度資金保証料補給金の取扱いについて																																																																																																			
提案市	大町市																																																																																																			
提案要旨	<p>各市で運用している独自のコロナ関連制度資金の需要増加に伴う財政負担の軽減を図るため、県制度資金における信用保証料補給金の市町村負担の全額免除若しくは、市町村制度資金への支援策を要望する。</p>																																																																																																			
提案理由	<p>各市経済対策の一環として、コロナ関連の融資制度を創設し、事業者の経営支援に努めているところであるが、同時期に創設された県制度資金は、現在のところ低調な利用率となっており、地域事業者の資金需要に対応しているのは、市制度資金が大半となっているのが現状である。また、市では、その資金需要の高まりから、信用保証協会への信用保証料や、利用者に対する利子補給等、財政負担が増大している。</p> <p>なお、県制度資金に至っては、利子補給した際の中小企業基盤整備機構からの補助制度(10/10)等、一定の財源措置がなされている状況である。</p> <p>今後のコロナ禍における経済情勢等を見据えた場合、市制度資金の限度枠を超過した事業者等が、県制度資金への借換等により同資金の利用増加が見込まれること、また、県制度資金に対しては一定の財源措置があること等を勘案し、今後すべての県制度資金利用時における信用保証料の市町村負担の全額免除若しくは市制度資金への支援策等、県においても応分の負担を要望するものである。</p>																																																																																																			
現況及び課題等	<p>当市における信用保証協会保証料の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">市</th> <th colspan="3">県</th> <th colspan="3">計</th> <th rowspan="2">県補給金負担割合</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>補給金</th> <th>保証額</th> <th>件数</th> <th>補給金</th> <th>保証額</th> <th>件数</th> <th>補給金</th> <th>保証額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>67</td> <td>13,559,693</td> <td>496,210,000</td> <td>8</td> <td>1,442,633</td> <td>70,450,000</td> <td>75</td> <td>15,002,326</td> <td>566,660,000</td> <td>9.62%</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>58</td> <td>11,373,043</td> <td>407,860,000</td> <td>7</td> <td>1,481,738</td> <td>59,430,000</td> <td>65</td> <td>12,854,781</td> <td>467,290,000</td> <td>11.53%</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>73</td> <td>11,516,313</td> <td>411,166,000</td> <td>7</td> <td>1,619,095</td> <td>72,340,000</td> <td>80</td> <td>13,135,408</td> <td>483,506,000</td> <td>12.33%</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>51</td> <td>6,820,853</td> <td>238,840,000</td> <td>15</td> <td>1,827,807</td> <td>106,290,000</td> <td>66</td> <td>8,648,660</td> <td>345,130,000</td> <td>21.13%</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>52</td> <td>7,009,586</td> <td>268,560,000</td> <td>17</td> <td>1,470,503</td> <td>94,450,000</td> <td>69</td> <td>8,480,089</td> <td>363,010,000</td> <td>17.34%</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>34</td> <td>7,631,724</td> <td>231,080,000</td> <td>4</td> <td>217,426</td> <td>14,250,000</td> <td>38</td> <td>7,849,150</td> <td>245,330,000</td> <td>2.77%</td> </tr> <tr> <td>元</td> <td>39</td> <td>4,888,971</td> <td>186,870,000</td> <td>12</td> <td>3,194,174</td> <td>142,030,000</td> <td>51</td> <td>8,083,145</td> <td>328,900,000</td> <td>39.52%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県 負 担…県制度資金の2/5又は1/2のみ ※市町村負担…県制度資金の2/5又は1/2と、市町村制度資金の4/5又は5/5</p>			年度	市			県			計			県補給金負担割合	件数	補給金	保証額	件数	補給金	保証額	件数	補給金	保証額	25	67	13,559,693	496,210,000	8	1,442,633	70,450,000	75	15,002,326	566,660,000	9.62%	26	58	11,373,043	407,860,000	7	1,481,738	59,430,000	65	12,854,781	467,290,000	11.53%	27	73	11,516,313	411,166,000	7	1,619,095	72,340,000	80	13,135,408	483,506,000	12.33%	28	51	6,820,853	238,840,000	15	1,827,807	106,290,000	66	8,648,660	345,130,000	21.13%	29	52	7,009,586	268,560,000	17	1,470,503	94,450,000	69	8,480,089	363,010,000	17.34%	30	34	7,631,724	231,080,000	4	217,426	14,250,000	38	7,849,150	245,330,000	2.77%	元	39	4,888,971	186,870,000	12	3,194,174	142,030,000	51	8,083,145	328,900,000	39.52%
年度	市				県			計			県補給金負担割合																																																																																									
	件数	補給金	保証額	件数	補給金	保証額	件数	補給金	保証額																																																																																											
25	67	13,559,693	496,210,000	8	1,442,633	70,450,000	75	15,002,326	566,660,000	9.62%																																																																																										
26	58	11,373,043	407,860,000	7	1,481,738	59,430,000	65	12,854,781	467,290,000	11.53%																																																																																										
27	73	11,516,313	411,166,000	7	1,619,095	72,340,000	80	13,135,408	483,506,000	12.33%																																																																																										
28	51	6,820,853	238,840,000	15	1,827,807	106,290,000	66	8,648,660	345,130,000	21.13%																																																																																										
29	52	7,009,586	268,560,000	17	1,470,503	94,450,000	69	8,480,089	363,010,000	17.34%																																																																																										
30	34	7,631,724	231,080,000	4	217,426	14,250,000	38	7,849,150	245,330,000	2.77%																																																																																										
元	39	4,888,971	186,870,000	12	3,194,174	142,030,000	51	8,083,145	328,900,000	39.52%																																																																																										
法令関係																																																																																																				

○ 経済分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (. . 第 回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	内閣官房
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	産業労働部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	10 UIJターン就業・創業移住支援事業の就業先の緩和について		
提案市	飯山市		
提案要旨	<p>UIJターン就業・創業移住支援事業の就業先について、県が運営するマッチングサイトに求人情報を掲載している企業のみだけではなく、当初説明にあった「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証企業及び「社員の子育て応援宣言」登録企業への就業も対象となるよう緩和を要望する。</p> <p>加えて、県マッチングサイトへの求人掲載は、例えばペーパーでの依頼でも可能となるように簡素化を要望する。</p>		
提案理由	<p>地方の中小企業者はインターネットでの採用のノウハウが蓄積されていない企業もあることは、事業発足当時より指摘があったところだが、当市における特に小企業者はそもそもインターネットになじみの薄い企業も多く、マッチングサイト求人掲載のための手間、場合によっては専門業者への経費等が県マッチングサイトへの求人掲載への高いハードルとなっていることから、より企業が参加しやすい制度となるよう提案する。</p>		
現況及び課題等	<p>飯山市内企業での県マッチングサイトへの求人掲載は2社のみにとどまっており、制度利用移住者の実績はない。また昨年度長野県全体での実績も5件と少ない。</p>		
関係法令			

○ 経済分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）																										
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設																								
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁																									
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	林務部																								
	<input type="checkbox"/> その他	名称																									
件名	11 長野県森林づくり県民税活用事業の継続について																										
提案市	諏訪市																										
提案要旨	<p>長野県森林づくり県民税活用事業は令和4年度までとされているが、地区等から防災・減災対策や観光地等景観対策等の事業実施の要望が挙がってきているため、県に対して当該県民税活用事業の継続を要望する。</p>																										
提案理由	<p>豪雨・台風による土砂災害や倒木・流木被害等が県内で増加していること、また、森林資源と地域特性を活用した新たな観光名所づくりを通じて地域振興につなげたいこと等から、住民の防災と森林づくりへの意識が高まっている。</p> <p>一方で、市の厳しい財政事情や県予算枠の関係により事業実施が先送りされている状況にある。</p> <p>長野県森林づくり県民税活用事業は令和4年度までとされているが、森林整備の促進、防災、減災対策、延いては地域振興の促進を図る事業として必要不可欠であるため、県の事業の継続を求めるものである。</p>																										
現況及び課題等	<p>当市では、県民税を財源とした、山麓市街地の防災・減災を目的とする「みんなで支える里山整備事業」、ライフライン等の防災対策としての、「道路への倒木防止事業（県事業）」、観光地の景観向上のための森林整備を行う「観光地等魅力向上森林景観整備事業」等いずれの事業も、地区等からの実施要望が年々増えている。</p> <p>■みんなで支える里山整備事業（防災・減災）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>実施地区数</th> <th>事業費</th> <th>実施面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1地区</td> <td>12,251千円</td> <td>38.84ha</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3地区</td> <td>7,715千円</td> <td>25.52ha</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>3地区</td> <td>9,543千円</td> <td>37.46ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年度以降については、現時点3～5地区から実施要望あり</p> <p>■観光地等魅力向上森林景観整備事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>実施箇所数</th> <th>事業費</th> <th>実施面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2箇所</td> <td>1,606千円</td> <td>1.08ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年度：1箇所実施予定</p>			年 度	実施地区数	事業費	実施面積	平成30年度	1地区	12,251千円	38.84ha	令和元年度	3地区	7,715千円	25.52ha	令和2年度	3地区	9,543千円	37.46ha	年 度	実施箇所数	事業費	実施面積	令和2年度	2箇所	1,606千円	1.08ha
年 度	実施地区数	事業費	実施面積																								
平成30年度	1地区	12,251千円	38.84ha																								
令和元年度	3地区	7,715千円	25.52ha																								
令和2年度	3地区	9,543千円	37.46ha																								
年 度	実施箇所数	事業費	実施面積																								
令和2年度	2箇所	1,606千円	1.08ha																								
法令関係	長野県森林づくり県民税条例																										

○ 総務文教分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R2・8・20第147回総会;長野市、中野市、佐久市)																							
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設																					
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省																					
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局																						
	<input type="checkbox"/> その他	名称																						
件名	15 公共施設等適正管理推進事業債の制度延長及び拡充について																							
提案市	上田市、岡谷市、中野市、佐久市																							
提案要旨	<p>公共施設等適正管理推進事業債については、令和3年度までとされているが、多くの自治体で令和2年度中に個別施設計画の策定を完了する状況である。個別計画に基づく施設の適正管理の推進に必要な財源であるため、対象期間を延長するとともに地方財政措置の拡大を希望する。</p>																							
提案理由	<p>公共施設適正化推進事業債は、公共施設の維持更新における地方公共団体の貴重な財源であるが、集約化・複合化、長寿命化、転用の各事業の活用に必要な個別施設計画については、令和2年度中に多くの自治体で策定が完了する。しかしながら、個別施設計画に基づく更新等の多くは令和3年度までには完了しないことが見込まれており、個別施設計画に基づく維持管理・更新等には安定的な財源の裏付けが必要である。今後の計画的な事業遂行のため、施行期間を延長するとともに地方財政措置を拡大していただきたい。</p>																							
現況及び課題等	<p>【公共施設適正化推進事業債】(令和3年度まで(6.は令和2年度まで))</p> <table border="0"> <tr> <td>1. 集約化・複合化事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率50%</td> </tr> <tr> <td>2. 長寿命化事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率30～50%</td> </tr> <tr> <td>3. 転用事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率30～50%</td> </tr> <tr> <td>4. 立地適正化事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率30～50%</td> </tr> <tr> <td>5. ユニバーサルデザイン化事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率30～50%</td> </tr> <tr> <td>6. 市町村役場機能緊急保全事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率 ※</td> </tr> <tr> <td>7. 除却事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置なし</td> </tr> </table> <p>※起債対象経費の75%の範囲内で充当した起債の元利償還金の30%</p>			1. 集約化・複合化事業	充当率90%	交付税措置率50%	2. 長寿命化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%	3. 転用事業	充当率90%	交付税措置率30～50%	4. 立地適正化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%	5. ユニバーサルデザイン化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%	6. 市町村役場機能緊急保全事業	充当率90%	交付税措置率 ※	7. 除却事業	充当率90%	交付税措置なし
1. 集約化・複合化事業	充当率90%	交付税措置率50%																						
2. 長寿命化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%																						
3. 転用事業	充当率90%	交付税措置率30～50%																						
4. 立地適正化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%																						
5. ユニバーサルデザイン化事業	充当率90%	交付税措置率30～50%																						
6. 市町村役場機能緊急保全事業	充当率90%	交付税措置率 ※																						
7. 除却事業	充当率90%	交付税措置なし																						
法令関係	地方財政法																							

○ 総務文教分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H29・4・20第140回総会；長野市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	教育委員会事務局
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	18 国・県指定文化財の保存修理事業に対する県費補助金の拡充について		
提案市	長野市		
提案要旨	<p>国・県指定文化財の保存活用を目的とする保存修理事業に関し、適切な事業実施に必要な財源を安定的に確保するため、県の文化財保護事業補助金交付要綱に基づく県費補助金の拡充を要望する。</p>		
提案理由	<p>文化財は、長い歴史の中で受け継がれてきた、かけがえのない文化遺産であり、文化財保護法では「地域社会総がかりでその継承に取り組むことが必要」とされている。文化財は国・県・市町村など各主体により指定等がされており、それぞれ国・県・市町村・所有者等の応分の負担により適切な保存がなされるが、本県では平成16年度以降、国指定文化財に対する県費補助金が大幅に縮減され、特に平成25年4月に補助金交付要領が制定されて以降は、補助金交付要綱に規定された県補助率が有名無実化し、国、市町村、所有者等の負担割合に比して著しく低い補助率により運用されている。また、県指定文化財についても、県予算の制約により適切な時期、内容の保存修理が実施できず、文化財の価値がき損されかねない状況となっている。文化財保護法が求める「地域社会総がかり」での文化財保護という理念に基づき、文化財の適切な保存と有効な活用を進めていく上で、県費補助金の補助率引上げ及び予算拡充による支援拡大を強く要望する。</p>		
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国指定文化財に対する県費補助金の補助率は要綱で規定されているが、平成25年度作成の要領によって補助率が著しく低く抑えられている。 「要綱」－国庫補助金相当額を控除した額の2分の1以内 (国庫補助率50%の場合 ⇒ 25%以内) 「要領」－事業主体が市町村以外の場合 ⇒ 7.5%～1%以内 事業主体が市町村の場合 建造物・重伝建 ⇒ 3%以内 史跡等 ⇒ 3%以内 (上限50万円) ・ 県予算の制約により県指定文化財の適切な保存が実施できていない。 		
法令関係	<p>文化財保護法、文化財保護条例 文化財保護事業補助金交付要綱、文化財保護事業補助金交付要領</p>		

○ 社会環境分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R2・8・20 第147回総会；駒ヶ根市)																	
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設															
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁																
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	健康推進部															
	<input type="checkbox"/> その他	名称																
件名	19 福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について																	
提案市	駒ヶ根市																	
提案要旨	福祉医療費給付事業における小・中学生の通院医療費について、県補助の対象となるよう要望する。																	
提案理由	<p>福祉医療費の小・中学生の通院医療費については県補助となっていないため、市町村の財政負担が大きい。</p> <p>また、平成30年8月の現物給付開始以降、子ども医療費に係る支給額が大幅に増加している。</p> <p>以上を踏まえ、小・中学生の通院医療費について、県補助の対象となるよう要望する。</p>																	
現況及び課題等	<p>・ 子どもの福祉医療費の対象年齢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>県補助</th> <th>駒ヶ根市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td> <td>中学校卒業まで</td> <td>18歳到達後の3/31まで</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>未就学児まで</td> <td>中学校卒業まで</td> </tr> </tbody> </table>				県補助	駒ヶ根市	入院	中学校卒業まで	18歳到達後の3/31まで	通院	未就学児まで	中学校卒業まで						
		県補助	駒ヶ根市															
入院	中学校卒業まで	18歳到達後の3/31まで																
通院	未就学児まで	中学校卒業まで																
<p>・ 福祉医療費支給額 (子ども) (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>支給額</th> <th>県補助金 (対象の1/2)</th> <th>駒ヶ根市 一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29年度(決算額)</td> <td>67,559</td> <td>14,874</td> <td>52,685</td> </tr> <tr> <td>H30年度(決算額)</td> <td>79,523</td> <td>17,368</td> <td>62,155</td> </tr> <tr> <td>H31年度(決算額)</td> <td>81,883</td> <td>18,338</td> <td>63,545</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H30年度は、現物給付導入により支給月数が13ヶ月となっている。</p>			年 度	支給額	県補助金 (対象の1/2)	駒ヶ根市 一般財源	H29年度(決算額)	67,559	14,874	52,685	H30年度(決算額)	79,523	17,368	62,155	H31年度(決算額)	81,883	18,338	63,545
年 度	支給額	県補助金 (対象の1/2)	駒ヶ根市 一般財源															
H29年度(決算額)	67,559	14,874	52,685															
H30年度(決算額)	79,523	17,368	62,155															
H31年度(決算額)	81,883	18,338	63,545															
法令関係	福祉医療費給付事業補助金交付要綱																	

<p style="text-align: center;">提案理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年6月に策定された令和4年度までを計画期間とする「廃棄物処理施設整備計画」においては、地域住民の福祉の向上や災害時の防災拠点としての役割などの「地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備」が挙げられており、施設整備地域に多面的な価値をもたらす施設の整備が求められているが、裏付けとなる財源措置が必要である。
<p style="text-align: center;">現況及び課題等</p>	<p>【長野市、長野広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 長野広域連合が整備するごみ焼却施設の稼働により、長野市では、平成30年度から既存焼却炉の解体及び新たなストックヤードの建設に着手している。(平成30年度：実施設計、令和元・2年度：焼却炉解体・ストックヤード建設、交付金の令和2年度当初内示額は要望額の100.0%) 長野広域連合が整備するごみ処理施設は、ごみ焼却施設2施設(長野市、千曲市)のうち、長野市の焼却施設が本稼働し、須坂市の最終処分場1施設は間もなく竣工の予定である。千曲市の焼却施設は建設中であるため、事業に対する交付金が削減された場合、長野広域連合を構成する全ての市町村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。 施設整備に当たっては、整備する地域に協力を要請してからその地域の住民の同意が得られるまでに、約7年にわたり、その地域の住民との協議や説明会の開催等、多大な労力を費やした。 最終処分場など一部の施設整備に係る用地費、管理・計量設備、排水処理設備に係る建屋部分及び既存施設の解体撤去工事費並びに周辺環境整備の費用が交付金の交付対象となっておらず、事業を実施する上で懸念事項となっている。 新施設の稼働により運用を終えた既存施設は、速やかに解体撤去工事を実施することが必要であるが、工事にはダイオキシン類の飛散対策等の費用が加わり、工事に要する費用が高額になることから、管理する市町村等において工事費用を全て一般財源で賄わなければならないことが財源を確保する上で大きな課題となっている。 <p>【松塩地区広域施設組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 松塩地区広域施設組合(松本市、塩尻市、山形村、朝日村)では、平成30年度にごみ焼却炉改良事業を含む整備事業を完了し、施設の延命化を図ってきた。 根幹であるごみ焼却施設は令和11年度(2029年度)を目標に新焼却施設への移行に向けて新たな建設計画を策定することとなる。新施設の建設には建設候補地の策定、地域住民の同意、理解と協力が不可欠で、施設稼働まで長い期間と費用を要する。特に用地取得の費用、旧施設の解体撤去費用、地元対策の周辺環境整備に要する費用等は交付金の対象外であり、厳しい財政状況の中で構成市村の大きな負担となるため、交付金の財政支援範囲の拡充が必要である。

【上田市、東御市、上田地域広域連合】

- ・上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の3箇所の焼却施設（クリーンセンター）で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。
- ・上田地域広域連合では、3クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。
- ・上田地域広域連合では、過去2度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。
- ・現在、施設の早期建設に向け、平成24年6月に広域連合が提案した建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでおり、令和2年11月から環境影響評価を開始している。
- ・今後、様々な課題をクリアし、新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。
- ・また、最終処分場の用地費、既存3クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用、住民理解を得るための周辺整備に要する費用については、交付金の対象となっておらず、大きな財政負担が生じることとなる。
- ・広域連合及び上田市では「廃棄物処理施設基本計画」の趣旨に則り、新施設建設を契機として周辺の都市機能を整備し、新たなまちづくりを推進する方針であるが、財源確保が大きな課題となっている。
- ・東御市では生ごみリサイクル施設を整備し、平成30年3月から本格稼働を開始し、現在に至るまで順調に生ごみのリサイクル・堆肥化を実施している。施設整備ができたのは、交付金制度によるものである。

【上伊那広域連合、伊那中央行政組合】

- ・上伊那広域連合（8市町村）が伊那市に建設した「ごみ焼却施設（上伊那クリーンセンター）」は、新たな施設用地において平成31年3月29日に竣工し、現在、順調に稼働している。
- ・旧施設（2施設）は速やかに解体撤去する必要があるため、令和2年度から解体工事を施工している。（2か年事業）また、伊那中央行政組合（伊那市、箕輪町、南箕輪村）では、伊那市に建設した「し尿処理施設（伊那中央衛生センター）」の老朽化に伴い、施設の移転改築を計画している（令和2年度～令和9年度）。
- ・いずれも財源としては公共施設等適正管理促進事業債（除却事業、令和3年度まで）を活用する予定であるが、これは資金手当てのみであり、今後の償還において「新ごみ中間処理施設本体工事」の起債償還とあわせて構成市町村には多額の費用負担が発生し、行政運営への影響が懸念される。

【北アルプス広域連合】

- ・北アルプス広域連合のうち、池田町と松川村を除く3市村（大町市、白馬村、小谷村）では、ごみ焼却施設等を統合してごみ処理広域化を進めている。
- ・ごみ焼却施設については整備が終了したが、令和2年度からリサイクル施設の建設を予定しており、当該交付金が削減されることになれば、組織市村の財政に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・大町市の環境プラントは、広域連合のごみ焼却施設（北アルプスエコパーク）稼働に伴い、平成30年3月末で運転を停止したが、取り壊しに掛かる費用が多額となり市財政の大きな負担となるため、現時点では、解体の目途が立たない状況となっている。廃棄物処理施設の解体費用についても交付金の対象とすることを要望する。

【茅野市、諏訪南行政組合】

- ・茅野市、富士見町及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで焼却処理している。ごみ処理（中間処理及び最終処分）の広域化・一元化に向け3市町村の連絡調整機関である茅野市・富士見町・原村広域ごみ処理協議会で検討し、最終処分場及びリサイクルセンターの整備を共同処理する事務として、平成26年度に位置づけされた。
- ・諏訪南行政事務組合では、組合内にある3か所の処理施設（茅野市不燃物処理場、茅野市古紙類梱包施設、南諏訪衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、令和3年度から新たなリサイクルセンターを稼働する予定で整備を進めている。施設整備後は、現存の処理施設が不用となり早急な解体を進める必要がある。しかしながら、廃棄物処理施設の解体のみの場合は交付金の対象とならず、財源確保が課題となる。
- ・平成27年7月に改定したごみ処理基本計画では、リサイクルセンター整備後に最終処分場の整備を予定している。

【佐久市、佐久市・軽井沢町清掃施設組合、川西保健衛生施設組合】

- ・老朽化した2つの既存ごみ焼却施設を統合した新施設「佐久平クリーンセンター」の整備が完了したことに伴い、既存2施設の解体工事を予定しているが、解体のみの場合は交付金の対象とならず、多額の工事費すべてを一般財源で賄わなければならないことから、財源の確保が大きな課題となっている。
- ・廃棄物処理施設の整備には、地域住民の同意を得ることが不可欠であり、周辺環境整備が必要となるが、この費用については交付金の対象外であり、事業を実施する上で懸念事項となっている。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>【穂高広域施設組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穂高広域施設組合では、令和3年3月の稼働を目指し、建設工事が進められているところであるが、工事が進むにつれ、建設費の支払いも増加することから、施設整備に対する交付金が削減された場合、安曇野市のみならず構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすこととなる。 ・新施設稼働後は、管理面及び景観の観点から廃止となる廃棄物処理施設の解体を速やかに進めることが必要であるが、財源確保が大きな課題となり、事業の進捗に影響を及ぼす恐れがある。跡地利用の状況にかかわらず、廃棄物処理施設の全ての解体工事費について、交付金対象とするなどの財政支援が必要である。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱</p>

○ 社会環境分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R2・8・20 第147回総会;須坂市、伊那市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省、総務省
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	環境部、企画振興部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	22 上水道施設・管路の老朽化更新及び耐震化における国の支援について		
提案市	飯山市		
提案要旨	老朽化した水道施設・管路の更新や耐震化には、地方公営企業の財政負担が多いため、国庫補助事業の採択基準の拡充を図るとともに、起債事業における交付税措置を要望する。		
提案理由	老朽管更新に係る補助制度は重要給水施設への管路や、基幹的な送配水管等を補助対象としているが、長期的な観点において持続的な水道事業経営にはすべての老朽管路の計画的な更新が必要である。経営環境が厳しい水道事業にとって、現行制度では対象とならない配水支管の更新を市が全額負担で行うことは財政負担が大きいことから更新事業の遅れを来すほか、老朽施設の維持修繕費の増大にもつながり経営環境の悪化を招く恐れがあるため。		
現況及び課題等	<p>当市の水道管総延長は約382kmあり、そのうち、既に耐用年数を超過した管路延長は全体の約1割、施設においても約2割が耐用年数を超過しており、今後さらに更新時期を迎える管路、施設が大量に発生してくる状況である。</p> <p>当市は現在、水道事業経営戦略の施設更新計画に基づき重要給水施設管路の更新を優先実施しているが、一方で年々増加する老朽化した配水支管の更新需要に対しては、財政的に厳しいことから更新が進まない状況である。安全な水の安定供給を維持することを目的に、すべての管路更新を計画的に行うため、財政負担低減を図る国庫補助事業採択基準の拡充と、起債事業における交付税措置を要望する。</p>		
関係法令	水道法 地方公共団体金融機構法		

